

## 新宿食支援研究会運営規約

### 第1条（会の目的）

新宿食支援研究会は『食支援の知識と技術を普及・教育・指導』の準備・運営の業務を円滑に進め、最期まで口から食べられる社会を推進していく活動を行うことを目的とする。

### 第2条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

新宿食支援研究会

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 情報発信（SNS 含め）をすること。
- （2） 人材育成を行うこと。
- （3） 研修会・勉強会を開催すること。
- （4） 地域活動に参加すること。
- （5） 地域に食支援を啓発すること。

### 第4条（事務局所在地）

この会の事務局を以下に置く。

〒169-0074 東京都新宿区北新宿4-11-13 せらび 新宿1階. ふれあい歯科ごとう内

（事務長 堀尾 隆）

### 第5条（役員）

この会に以下の役員を置く。

代 表1名：・・・五島 朋幸

副代表3名：・・・佐藤 修 木村 元彦 山上 智史

事務長1名：・・・堀尾 隆

事務局代行1名：・・・清水 貴之

### 第6条（役員の任期）

- 1 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

## 第7条（役員の仕事）

- 1 代表は、本会を代表して会務を掌る。
- 2 副代表は代表を補佐し、代表事故あるときは職務を代理する。
- 3 事務長は、本会の会計及び事務関連の中軸を担う。

## 第8条（顧問及び参加）

本会に、顧問及び参加をおくことができる。

## 第9条（運営）

各ワーキンググループによるミーティングは適宜行い、おおむね年9回の勉強会を開催する。重要事項については、代表、副代表、事務長、事務長代行による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

## 第10条（会員）

口から食べることの重要性の理解・普及を志す人であること本会の主旨に同意したものを参加の条件とする。入会希望するものは運営委員会に入会申し込みを行い、承認を得て入会となる。

## 第11条（会費）

入会金、年会費は設けない。本会の経費は、研修費（実費）・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

## 第12条（退会）

本会を退会しようとする者は、任意にいつでも退会することができる。

## 第13条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、役員で構成される運営会議の決議によって当該会員を除名することができる。

- （1）本会の定款その他の規則に違反したとき
- （2）本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき

## 第14条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

## 第15条（規約改正）

この規約は、運営会議の過半数の同意をもって改正することができる。

## 附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代 表 五島 朋幸 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-30-23  
テラス高田馬場501号

副代表 木村 元彦 〒164-0011 中野区中央2-53-4-20  
佐藤 修 〒170-0012 東京都豊島区上池袋3-11-2  
山上 智史 〒339-0053 埼玉県さいたま市岩槻区城町1-1-7

事務長 堀尾 隆 〒202-0023 東京都西東京市新町1-4グリーンハイツ武蔵境通り6-401

事務局代行 清水 貴之 〒171-0052 東京都豊島区南長崎4-26-12

2. この規約は2016年（平成28）9月1日から適用する。